

大津市行方不明高齢者早期発見ダイヤル事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、認知症等の原因により行方不明となった高齢者を早期に発見し、保護できるよう関係機関の支援体制を構築し、高齢者の安全と家族等への支援を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 前条の目的を達成するために、行方不明になる恐れがある認知症高齢者等の把握及び高齢者が行方不明となった場合の捜索の協力等の事業を行うものとする。

(事前登録制)

第3条 本事業による支援を希望する者は、大津市行方不明高齢者早期発見ダイヤル事業（以下「早期発見ダイヤル事業」）事前登録届（様式第1号）により、原則として民生委員を通じて対象者の登録を行うものとする。なお、登録に要する費用は無料とする。

(協力機関)

第4条 本事業に協力しようとする介護サービス事業所、公共交通機関等の事業者、団体等については、早期発見ダイヤル事業協力団体登録申請書（様式第2号）により登録し、可能な範囲で捜索等に協力するものとする。

(コールセンター)

第5条 早期発見ダイヤル事業の委託事業者が設置するコールセンターから各協力機関に対し、行方不明となった高齢者の事前登録情報と行方不明時の情報、ならびに捜索結果の情報を発信する。

(協力依頼)

第6条 コールセンターに親族等から事前登録者の行方不明等の連絡があったときは、同センターから協力機関に当該高齢者等の情報を提供して捜索の協力を依頼するものとする。

2 第3条に規定する登録のない行方不明高齢者については、親族等から捜索協力の依頼があった場合において、早期発見ダイヤル事業事前登録届の提出により緊急登録を行い、その情報に基づき、関係機関に協力を依頼するものとする。

(登録の変更及び解除)

第7条 事前登録の内容に変更があったとき、又は登録の必要が無くなったときは、登録者は早期発見ダイヤル事業変更届出書（様式第3号）を速やかに届け出るものとする。

(個人情報の取り扱い)

第8条 この事業に係る個人情報の取り扱いは、大津市個人情報保護条例に基づくものとし、個人情報の関係機関への提供は、同条例第12条第2項第1号及び第4号によるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月16日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

大津市行方不明高齢者早期発見ダイヤル事業事前登録届

年 月 日

大津市長 あて

本人が行方不明時に下記の登録情報の内、写真、氏名（姓のみ）、小学校区、特徴、行方不明時の服装等についての情報が協力事業所に配信されること及び登録内容を事前に警察及び民生委員で共有することを同意の上、早期発見ダイヤルの利用登録をしたいので申請します。

申請者	氏名		本人との続柄	
	住所			
	電話番号	自宅電話 ()	—	
	携帯電話			

申請者以外 の連絡先	氏名		電話番号	
	住所			本人との続柄

本人の登録情報

ふりがな			性別	男 ・ 女	
氏名			M・T・S	年 月 日 (歳)	
			電話番号		
現住所	大津市		小学校区		
旧姓		旧住所			
行動の特徴	行き先等：				
身体的特徴（絵や図で示してください）	身長	c m			
	姿勢：				
写真添付	体重	kg			
		太め ・ 普通 ・ やせ気味			
特 徴	頭 髪	ある 色(白髪・) ない			
	普段の服装				
	眼 鏡	なし ・ あり			
	ヒゲ	なし ・ あり ()			
	く せ				
	名 前	言える ・ 言えない			
	その他				
	担当民生委員				
	担当ケアマネ				
	(備考)				

(2015. 11. 16)

大津市行方不明高齢者早期発見ダイヤル事業協力事業所登録申請書

大津市長 あて

所在地

協力事業所名

代表者名

印

大津市行方不明高齢者早期発見ダイヤル協力事業所に登録し、警察に対し協力事業所であることの情報提供に同意のうえ、行方不明高齢者が発生した場合には可能な範囲で捜索等に協力します。なお、個人情報の取り扱いについては、下記のとおり誓約します。

事業所メールアドレス			
電話番号		FAX 番号	
担当者	氏名		
	所属役職		

*基本はメールで情報を送信しますが、FAXやその他の送信手段を希望される場合は、大津市長寿政策課（☎528-2741）までご相談ください。

個人情報に関する誓約書

1. この事業を通して得た情報については、目的以外に使用しません。
2. この事業を通して得た情報については、取り扱いに十分に注意します。
3. この事業を通して得た情報を不正に使用又は提供することのないよう、十分に注意します。
4. 必要がなくなった情報については、責任をもって速やかに破棄します。

協力事業所名

代表者名

印

*情報受信後、対象者と思われる人を発見した場合は、可能な限り各事業所で保護いただき、最寄りの交番、警察署まで電話連絡ください。

*保護した事業所は、自己の責に帰すべき事由がないかぎり、被保護者に対し損害賠償責任を負うものではありません。

